資料２

研究評価委員会分科会の公開について

分科会は、「ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程」第２条第１項に基づき、原則公開とする。ただし、同条第２項に基づき、分科会長が必要と認める場合（※）、分科会を非公開とすることができる。

（※）知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等

なお、運用として、下記の通りとする。

(1) 配付資料及び議事録（記名）については原則として会議終了後１ヶ月以内に公開する。
(2) 分科会全体を非公開とした場合は、その理由を明示した議事要旨を原則として分科会終了後１週間以内に公開する。
(3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
(4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
(5) 公開される議事録、議事要旨には非公開部分は含まないものとする。